

2. 3. で掲げる図書

○施行規則第12条に定められた図書

各階平面図	機器表（昇降機にあつては、仕様書）
断面図	系統図

○要綱第4条（1）に定められた図書

省令第12条第1項の規定に基づき知事が必要と認める図書は

付近見取図	床面積求積図
配置図	用途別床面積表※
仕様書	各部詳細図
立面図※	各種計算書

※建築物の概要に応じて必要である場合は提出してください。

（例）高い開放性を有する建築物等

○要綱第4条（2）及び（3）による添付図書

省令第12条第1項の規定に基づき知事が必要と認める図書は、次表の（ア）欄の区分に応じ、それぞれ同表（イ）欄に定めるものとする。

	（ア）	（イ）
1	住宅性能評価を受けた場合	住宅性能評価書（ただし、断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4又は5）の写し
2	BELS評価を受けた場合	BELS評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあつては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあつては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る）の写し

○要綱第5条による添付図書

省令第12条第3項の規定に基づき知事が不要と認める添付図書は、次表（ア）欄の区分に応じ、それぞれ同表（イ）欄に定めるものとする。

	（ア）	（イ）
1	住宅性能評価書（ただし、断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4又は5）の写しを添えた場合	機器表（昇降機にあつては、仕様書）
2	BELS評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあつては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあつては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る）の写しを添えた場合	系統図 仕様書 各部詳細図 各種計算書